

滋賀県知事 殿

登 録 事 業 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

目的外使用に係る承認申請書

登録住宅の入居者を一定期間確保することができなかったため、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第 23 条の規定に基づき、高齢者等の入居を阻害しない範囲で目的外使用することを申請します。

登録番号		00000000
住戸番号 101号室	目的外使用を行う住戸の 空室期間※	2025年 4月 1日～ 2025年 9月 30日 ①（ 6 か月間）
	定期建物賃貸借の 契約期間※	②2025年 12月 1日～ 2027年 11月 30日（例1） 承認日から2年間（例2）

※目的外使用を行う住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

- 【注意点】
- ① 空室期間は3 か月間以上であること（共同規則第22条より）
 - ② 契約期間は5 年を上回らない期間であること（共同規則第25条より）